

前　書　き

文化庁では、今後の国語施策の改善に資するため、明治以降、今日に至るまでに発表された国語施策の改善に関する各種の案及び実施された施策並びにそれらに関する論評等を計画的に収集整理し、「国語施策沿革資料」として、まとめることにしている。

本集は、その第十二集として、国語審議会等から発表された漢字の字体に関する諸案及び研究資料等を収録し、簡単な解説を加えたものである。

平成九年一月

文化庁文化部国語課長

大　島　有　史

凡
例

一 本資料集は、国語施策沿革資料の第十一集に続き、国語審議会等から発表された漢字の字体に関する諸案三種と諸案にかかる研究資料等三種を収録したものである。

二 各文献は、原本を影印したものである。本資料集の性格上、原本を拡大して見やすくする方針を探つたが、原本の判型などは解説に記した。

三 参考のために、各資料の前に簡単な解説を添えた。解説では、その資料の成立の経過、内容、特色等について簡略に述べた。

四 本資料集の編集・作成には、氏原基余司（国語調査官）が当たった。

一 当用漢字表（国語審議会）

昭和二十一年十一月十六日、内閣告示第三十二号・同訓令第七号で公布された。当用漢字表の制定に当たって、その審議の基礎となつたものは昭和十七年六月の標準漢字表（国語審議会答申。国語施策沿革資料11に収録）であった。すなわち、昭和二十年十一月二十七日、国語審議会に「標準漢字表再検討に關する漢字主査委員会」が設けられ、標準漢字表の常用漢字（一一三四字）を基本に必要な加除を行うという形で審議が進められたのである。その結果、常用漢字一一三四字から八十八字を削り、二四九字を加え、総計一二九五字から成る新しい漢字表がまとめられた。これが、昭和二十一年四月二十七日の総会に提出された常用漢字表案であるが、漢字表としての字種の範囲（一般社会用としては字種が少なすぎ、義務教育用としては多すぎる）が問題となり、議決に至らなかつた。そのため、常用漢字表案に各分野で必要な漢字を増補する方向で再検討され、最終的に一二九五字に五六四字を加え九字を削つて、一八五〇字となつた。このうち一三一字については、簡易字体が本体として採用された。これが当用漢字表である。この「当用」の意味については、「日常生活上さしあたつて必要なもの」（文部大臣談）、「当座の用のもの」（当局談）などと説明されている。

本資料集所収の当用漢字表は、法令全書（昭和二十一年十一月号、昭和二十二年十月十五日発行）によつたが、収録に当たつて原本（B5判）を拡大（一二一%）した。なお、昭和二十一年十一月十六日の官報（号外）で発表された当用漢字表は、翌二十二年六月九日の官報で正誤が出ているが、法令全書ではこれに従つて訂正したものを見出している。更に補足すれば、正誤には挙げられていないが、昭和二十一年の官報では、「駅」の馬の四つ点が「一」に、また「齡」で令の下部が「マ」に近い形になつてゐるが、これらも「駅」「齡」にそれぞれ訂正されている。

「、このかなづかいは、大体、現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したものである。

「、このかなづかいは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。

「、原文のかなづかいによる必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除く。

◎内閣告示第三十三号

(官報十一月十六日)

現代國語の口語文を書きあらわすか
なづかいを、次のように定める。

内閣總理大臣 吉田
現代かなづかい

「、このかなづかいは、大体、現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したものである。

一、原文のかなづかいによる必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除く。

口ヨモボボホノドゾソゴコオオ オオオオオオオオオオ	エウ ウ	發音
ろよもばばほのどとぞそごう うううううううううううう	こう うううう	づ新 かか いな
らやまばばはなだたぎさきがこかはあい ううううううううううふうふう	うううう ふうふう	備考
らえ ふう、 えふ ぼふ	ば はな ふふ、 ほの うふ	わい くわう、 あゆ ふ、 かふ、 がふ、 かふ、

オエオウイワズジガカオエイ	發音
おえおういわづじがかおえい	づ新 かか いな
ほへふふひはづちぐくをゑゐ わわ	備考 (い旧 をか 示な すづ °か)

リミビヒニチ	ジ	シギキ	発
ヨヨヨヨヨヨヨ	ヨ	ヨヨヨ	音
オウオオオオオ	オ	オオオ	づ新
りみびひにち	じ	しきき	かか
よよよよよよよ	よ	よよよ	いな
ううううううう	う	ううう	
りみびひねち	じ	しきき	備
やややややう	やう	やううう	考
ううううう	う	ううう	(旧)
れめべへ	て	せげけ	をか
うううう	ふ	う	示な
、		せう	すづ
れふ		ふふふ	つか

リビヒニチジシギキ ユユユユユユユユユユ ウウウウウウウウウウ	発音
りびひにちじしき ゆゆゆゆゆゆゆゆゆ ううううううううう	づ新 かか いな
りびひにちじしき うううううううう 、	備考(旧 を示す。)
りふ	きふ じふ ぢゆう

一 活字字体整理案（活字字体整理に関する協議会）

活字字体整理に関する協議会が昭和二十二年十月一日に決定したもので、当用漢字字体表の基礎となつたものである。この協議会は、昭和二十二年七月十五日、文部省教科書局内に次のような趣旨で設置された。すなわち、「今日教科書に用いられている活字も新聞雑誌等一般社会生活において用いられている活字もその字体が不統一であつて、教育上印刷上はなはだしく支障が感ぜられている。ところが最近印刷界では戦災その他のため活字の字母を新しく造る必要が多く、活字字体を整理統一するには好機であると考えられるので、この際学界印刷関係者官界から適當と認めるものを協議員に委嘱して、活字の字体を整理統一する具体案を求め、教科書に用いるものを統一するだけではなく、一般社会において用いられるものもこれにならうようにすすめて文字教育の効果をあげ、教育上の負担を軽くしようとするものである。（「国語審議会の記録」文部省、昭和二十七年。原文横書き。）ということであった。協議会としては、字体・書体・字画・筆画（点画）・字形などの基本術語に関する共通認識を持つことから出発し、七七四字についての字体の標準を定めた活字字体整理案を作成して、昭和二十二年十月十日、国語審議会に報告した。これを受けた国語審議会は、字体整理に関する主査委員会を設けて審議を進めたとした。

本資料集所収の活字字体整理案は、国語審議会が審議を進めるに当たり、同案についての意見を求めるために、活字字体整理に関する協議会との連名で、「活字字体整理案の説明」を付して、各官庁、銀行、新聞社、出版編集、文筆、文化関係に送った質問書によつて、一〇〇通を送り、一七三通の回答が寄せられた。収録に当たつて原資料（B5判の用紙六枚を半分に折つて、B6判の冊子のようにしたもの。ページの順序は原資料のままにしてある。）を拡大（一六六%）した。

現在用いられてゐる活字の字体は、字によつてはなほだまちまちで、かつ、字画のこんだものが、なお粗鄙にあります。これを整理し統一し簡易にすることは、当用漢字表制定の趣旨にそい、教育上にも印刷上にも、急務であると考えられます。そこで、この文部省に設けられた活字字体整理に関する協議会では、当用漢字表中の漢字について、教科書ばかりではなく、一般の印刷物にひろく用いられる活字の基準となるように、別表のような字体整理の原案を作りました。これは、國語審議会の審議を経た上で、公に制定されますが、それに先立つて大方の御批判を得て、審議の参考といたしたく存じます。つづては、附録の説明を御参照の上、別記の事がらについてお答え下さるま样をお願いいたします。

昭和二十二年十二月

活字字体整理に関する協議会
國語審議会

別 記

この活字字體整理案について、附錄の説明を御参照の上、左の事がらにお答え下さい。

一、この案に對して、賛成か不賛成か。

不賛成とすれば、

1、活字の字體は、整理をする必要がないと認められるのかどうか。

2、活字として點畫に變更を加えること（者の點をとつたり、溫の囚を日にするようなこと）は、
不必要だと認められるのかどうか。

3、筆寫の楷書體とのちがいを少なくするということ（爪をマにしたり、食を食にしたりするよう
なこと）は、不必要だと認められるかどうか。

4、この案は、現在の明朝體をとつてゐるが、明朝體という字體の體系は、原則的に根本的に改め
るべきだと考えられるのかどうか。

5、その他

二、この案の中で、不適當と認められるのは、どれか。

三、この案に第二案として掲げられたものの中で、正體として採用することができるのは、どれか。

四、この案に掲げた七七四字以外に、當用漢字表の範圍で、手を加えるべきものはないか。

五、この案についてのその他の意見。

活字字体整理案 まえがき

一、この表は、活字の字體の基準を示すために、當用漢字表の中で字體を統一する必要があり、また簡易にすることができると認められる字について、字體を定める案である。

二、この案は、活字字体整理に關する協議會で作つたもので、國語審議會の審議の原案となるものである。

三、この表の中には、他の字とのつりあひ上、從來の形を改めなものも掲げてある。

四、字の排列は、當用漢字表の順序による。

五、かつこに入れたのは、第一案で、原案としては採否の決定を保留したものである。(七八字)

六、上に○印をつけたのは、すでに簡易字體として採用されているもので、この案でその點畫を確定しようとするものである。(一三一字)

七、下に×印をつけたのは、當用漢字別表(義務教育の期間に読み書きともできるように指導すべきもの—國語審議會決定)に收められたものである。(三四七字)

八、別體または今まで用ひられてきた字體を下に示す。

九、表以外のところでは、印刷のうえで、從來の字體の活字を用ひてある。

活字字体整理案の説明

どうやつだ、どうかたは難解にして、誤対象を難明にしらべるのを
めじ。

第一 活字の字体を整理統一する問題

一 漢字の形は、筆写にも楷(かい)・行・草等、いろいろの書体があり、同じ楷書でも、版画の紙面せうじや、別の種類がある。活字の形は、筆の楷書に似るが、これでも楷書との間に、版画の組合せ方に相違が見られる。かうした複雑さを統一する必要があることは、最も普通に認められ、かつ教科書にも用いられる版画の字体をもじりながらと記される。しかし、これがほほ活字の字体が書かれたる基準となるものに、楷書との差を示すのがむづかしいんだ、教育上もなき事だわ。

二 版画漢字表と採用された體形が、活字といふのはまだ別な物かなものを使つたが、活字によく、そのせかとも思つて、体の大さりにこいつて形のちがつめる、同じ大きさでもうつものだらけでない、今後あらたに字形が使はれていくが、それに異体の出でる可能性がある。もしも、この基準となるべきものやくして、整理統一をせざらねばならない。

三 今日既にいよいよこの漢字が、「活」(やく)、「體」(やく體)のやうに、

かくの體易な字体になつて、ゆくのやうで、まだ版画版画表で書易な字体を本体と認めたものもあるが、なお版画の複雑なもののが少くない。新聞のふれい活字や、版画の字体といふものが大さくなる

四 活字では、從来、筆写の不便をかぎりみる必要があつてゐられて

いた。手書き體だが、多くは字形が複雑で、小異の区別が強調され、運用における筆法の便不便が無視されるやう。活字や筆写の整理としきかも筆法を簡便とするためには、字の骨との凶通によるもの重複でない点がたまぬがゆいが、複雑な手書き體が、筆写の問題がある。

第一 ハの字の整理の原則

一 ハの字および體器の「活」(やく)、「體」(やく體)の「書体」を区別する。

二 ハの字は、版画漢字表のハの字の形が、七七四脚(ひじゆう)、品詞のちがつめる、同じ大きさでもうつものだらけでない、今後あらたに字形が使はれていくが、それに異体の出でる可能性がある。もしも、この基準となるべきものやくして、整理統一をせざらねばならない。

三 ハの字は、今後活字の字形があらだしてゆくので、字体の基準を示すものとして、また義務教育で、書写の書がいづれも體字(品詞)と書写とのちがいを辨べて入れた上(上)、版画の基準となるものとする。

定めたものである。

一
んの繊の身体には、次のような纏綿のものがある。
て、すでに紡ぎられた二三二寸の筒綿身体といふ。

じる種の濃度を、必ずしもこゝに近づく値を取らねば、正確なるものではない。したがつて、1種の虫食いでは、多少の誤差は新田の使用

たもの。

口、画の筆跡、さうした筆跡をもつての出で、一つを特徴

のだから仕事やお勉強が。しかし、徹底書けば、たぬくびくわなかに

ハ、同じ系統の字として、共通にもつ部分の形を統一したもの。

また義務教育では、人の全体を貫通するの基盤となることとなる。

するものではない。

ヨリノ森の身体が、岳龍体とした機械体、近畿鐵道の美ノアーチカルな形態、しかしも妻の身体との差を分かつてゐる。1人の物語であり、また同じ系統のやぐれの連続、どちらがだれを置換したかわからぬ。

ハルの身体を、たぬくべし現世の眞理を歴史的妄想によるものか
を求めて、おいたに考察すべしと謹む。ただ、序書の題のゆゑ
終結する所は、畢竟少しだけ上陸したてこねの所であつたのでな
く、俗・煙あること無なし此間がたものじゆ、ふるさと故郷こひ
ねじてた記録として、終結にしたのぢよ。 (アビ) 既に述べてこね

「壁」などいわ、『十道小鏡』では「絶」等と書かれてゐるが、この表には、一々注記せんとするが。

三 次に繰り返すのは、現在進行として、画面で累体あるので、一部の

第三 ハの筆の字体

姉・姉 富・富 峰・峯 弦・弦 強・強・彊 倦・倦

蚕添風

恥・耻 惣・惣 戲・戯 携・携・攜 教・教 叙・叙

賊械迅

紋・紋 汚・汙 略・畧 慢・慢 間・間 衰・衰 紛・糾

一監鑑鑑鑑

目次に掲げるものな、現在通常の大半がひつて字体で相違あるのは、
の一部の例である。(其新體があつて是の見出しへ本文) (いの
案では、はるかに古いつては、あらたな字は、つれの古いつては、
は、〇品の字体を探つた。)

良浪娘郎麿朗 食部

メ刃忍認

十眞實鎮

教

八梭唆酸 勢熱麿 麻薩

交校絞較

探深 守控究突篠鶏鶴鶴彷擗

谷浴浴欲 容添

融繩 劍堪

曾增曾贈層 悅稅脫說說說

除朕送闕 猶尊遵 金隊鑑鑑

兼謙康

慈滋磁

平奸計 半半卦卦

秀勝織織 緋圓

爭淨靜 雪乳浮空 彩采採 捷驛綵綵 桜鶴鶴

【出資姓はもののおお】

1 同じ画数で運筆の迷わぬもの

一 反坂板版販飯

且肩房易屋舗所貯源江浦總經理
昌福聖廷庭經理

書配轉 簿報潔
峰縫邦 耕耗繙

回答用紙

一月十四日より文部省監修の國語試験用紙が發送された。
用紙の送りたゞいものは複数回の繰り返してある。

回答者氏名

活字字体整理案

三	世	丙	丸	丹	主	乘	乙	乳	亂	亞	亡	交	今	令	企	伴	位
世	丙	丸	丹	主	乘	乙	乳	亂	亞	亡	交	今	令	企	伴	位	

偽 像 傳 傍 停 偏 仮 值 倍 併 俗 俊 侵 侮 来
僞 像 ^x 傳 ^(傳)_x 傍 停 偏 仮 值 倍 併 俗 俊 侵 侮 来
僞 像 ^x 像 ^x 傍 ^x 停 ^x 偏 ^x 仮 ^x 值 ^x 倍 ^x 併 ^x 俗 ^x 俊 ^x 侵 ^x 侮 ^x 来 ^x

僧價(價)僧價(價)
億(億)億(億)
儉儉(儉)
免免(免)
兒兒(兒)
內內(內)
全全(全)
兩兩(兩)
公公(公)
具具(具)
兼兼(兼)
冊冊(冊)
冒冒(冒)
冬冬(冬)
冷冷(冷)

凡 凡 凡 凡
兀 刀 刀 刀 刀
分 × 分 × 分 ×
刊 × 刊 × 刊 ×
判 × 判 × 判 ×
刺 刺 刺 刺
券 × 券 × 券 ×
刻 刻 刻 刻
前 前 前 前
剖 剖 剖 剖
剩 剩 剩 剩
割 割 割 割
劑 劍 劍 劍
効 效 效 效

區 半 半 卑 卑 博 博
匿 半 半 卑 卑 博 博
區 又 又 參 參 即 卽
匿 反 反 受 受 又 又
匿 呈 吉 吉 叫 叫 受 受
匿 呈 吉 吉 叫 叫 反 反
匿 呈 吉 吉 叫 叫 又 又

𠂔 床 庀
庭 庭
廡 廡
廊 廈
廉 廉
庶 庶
廢 廢
廣 廣
廳 廳
廷 廪
弦 廪
彈 強
彫 彫

搖 援 揭 指 接 探 採 授 掃 捲 拝 拔 拒 抱 所
搖 援 揭 指 探 採 授 掃 捲 拜 拔 拒

敏 敵 敵 敏
數 數 數 數
文 文 文 文
斜 斜 斜 斜
丘 新 新 新
既 既 既 既
旨 旨 旨 旨
斷 斷 斷 斷
明 × 明 ×
晚 晚 晚 晚
昏 × 昏 ×
晝 晝 晝 晝
普 普 普 普
晴 晴 晴 晴
暑 × 暑 ×

暖曆曆暖暖
曉曉曆曆
曜曜曆曆
會會曆曆
月月曆曆
有有曆曆
服服曆曆
朕朕曆曆
朗朗曆曆
望望曆曆
朝朝曆曆
期期曆曆
材材曆曆
板板曆曆

潮潤潛潔漢漁滿滴滋溶溫準湖渴港添
潮潛潔漢漁滿滴滋溶溫準湖渴渴添

衆	衰	衡	
被	被	衡	
裕	裕	衡	
(裝)	裝	衡	
補	補	衡	
裸	裸	衡	
複	複	衡	
襲	襲	衡	
要	要	衡	
覆	覆	衡	
覓	覓	衡	
親	親	衡	
覺	覺	衡	
觀	觀	衡	
覽	覽	衡	

觸	觸	解	(解)
記	x	記	
評	x	評	
該		該	
認	x	認	
誕		誕	
誠	x	誠	
誤	x	誤	
說	x	說	
調	x	調	
請		請	
諭		諭	
諸	x	諸	
謁		謁	

主	一起	x	起		贊	x	贊
足	距	距					
。践	践	践					
軍	較	較					
。輕	x	輕					
輸	x	輸					
轄	轄	轄					
轉	(轉)	轉					
辛	辛	辛					
。弁	辨	辨					
。辭	x	辭					
是	迅	迅					
返	x	返					
述	x	述					

宣邦。邊避。選遷。遵遲。適遠。遞遍。遂逸。週週。造送。
宣邦。邊避。選遷。遵遲。適遠。遞遍。遂逸。週週。造送。

醜 醉 酸 酷 酵 酪 酣 酢 醋 酒 配 鄉 都 部 郎 郊 邪
醜 醉^(醉)_x 酸 酸 酷 酵 酪 酪 酣 酣 醋 醋 酒 酒 配 配 鄉 鄉 部 部 郎 郎 郊 郊 邪

風	雅	雇	雅
風	雅	雇	雅
風	雅	雇	雅
風	雅	雇	雅
風	雅	雇	雅

食 飲 飢 飮 食 食
翻 翻 翻 翻 翻 翻
飛 飲 飢 飮 食 食

驅	騷	騷	騷
駅	(駅)	驛	驗
體	體	體	驗
髮	髮	髮	驗
魔	魔	魔	驗
鹽	鹽	鹽	驗
麥	麥	麥	驗
麻	麻	麻	驗
黃	黃	黃	驗
黑	黒	黒	驗
默	默	默	驗

點 × 吳 點
黨 × 黨

翻訳 翻譯 (いのせぬ)

翻譯(英)

二 失敗

ノ 考察

率(樂樂體質演變の第11段)

吳謨煥
鳳樓韻

緣緣錄

印象像

術述

衆

周影調酒

金鋪鑄(鑄)

生酛造

唐糖

書瓶瓶
契契潔

号

中角解触

才材財

一環還
遠國

東專傳轉國
惠德

四 当隱種 無對 布拂拂 漢隱拂 等

【律津建健讀 吾郡群 唐隱達 唐隱事 等淨誦 妻食飴】

ハのあが 八、参照】

虫 機體譜

【廢原等(ハのあが)】

日 月 月部 肉部 齢部 (5参考)

口 田 月部 肉部 齢部

由 由

歐體讀 韻

【肥原等(ハのあが)】

且 具畜

ナ 聲

組立を表べる

峰略(峰略をやむらり。)

默勵

ニ 部分的省略して画數の減ずるもの

、 者煮暑署者都並諸

寛逸 恶築殺

奥歴

一 微憲 軟隆德
黃橫廣 漢曉難 勸謹

その他 聽聽 故 際

(3) 運筆がやわらかいために画数の減少がある

「 成盛誠友

曰 溫

會場會場

練鑄鑄 漢動 黑點體

母 每經海 海 故繁 毒

【中村おとこの筆か】

一 盡

ノ 瞳職

口 滴揭題

貝 即節 既慨慨 鄉響 尖郎廊朗 飲飯飼節飽餓館

皿 亞謨

此 芝譜 虛職靈(靈) 懸韻

井 韋部

夢黃橫廣直觸透寬塔

敬鑄鑄

募臺募募暮模膜

難曉漢 勸謹

獲獲護

卉 奔噴噴 嘴曉

1 機機

罪剩(垂頭禮いのがれ)
更劍檢檢驗

申搜

斗來從絰

士鑑(裁裁鑑心のがれ)

同興

曰記題

日寶(步步は少い、畫第11案は少い)

ム強【風はもののおが】

尺畫(畫第11案)

4 画数の多いもの

口 刺策

少 步歩

巳 危篤醫脉 犯範 遷

止 延鑄

丁 土版

酉 醋配醋酪醋酸醜酒 猶尊遵

午 回停高稿稿稿稿(回せんののがれ)

戌 充勉晚速(だいじゆやといふ。)

5 類似の形に説明されたもの

口 已謨(区區)區區(区區)區區(区區)。

」 世謨(直直植殖置)實實實 實

人 内納 丙炳病 肉膚

へ 金斜 懈諭輪(企念輪)になつて。)

市 肺(市肺)になつて。)

リ 懈諭輪(包)

力 索(趨勢勢要務勞勢 下にハガカ)

分離(下にハガカ)

ハ 打炭(石炭煙)になつて。)

貞 濱頬

ク 危免勉曉透 象豫 過細 角解触 括負 因筋解源

拜 拔髮

オ 友術述

少 步涉(砂始分省等)になつて。)

月 月朗期明照鏡(月)

服勝勝勝輪 朝潮 前 懈諭輪

肉部 有賄滑隨體直 背創消確 絹 寸微撤 散媚 能態寵 脊筋湖

骨髓滑

青靜情暗清精謂

崩

四 妻婦和品改頭

包 金

抱抱胞胞(心の形の形)

泡 泡圓胞 酒

選選(心の形の形)

犯範

二 雷部 雷罰獄(心の形の形)

一 六爻校較郊効 山雷地網雷流 夜雜辟經辭 未統絕

育徵撤 流疏 積

方放倣施旋旅族旗遊坊妨紡肪訪防 玄音簫弦 率擁歟

文絞歎 对 声則濟 坑抗抗 京就涼鯨 享郭熟 停 高稿

蒙 嬰讓懷 壇 離 夜液 衣裳裂裝裂龍裁裏(心上火の形の形)

立端位泣粒怒

競 倍培歸宿部詫

晝韻曉鑄 繼聆識 章彰障 境鏡 意憶憶 章鐘 潤 醉

辛空群謹避避 新新親 接

商 敵嫡摘滴通 帝締 傍

產頸 奇寄騎

被補裕裸復

既懲慨 謂 偉緯連 舞侏突

十一 菁躬雅

六 第二案として掲げた字体を分類してある。 ①前半部分

林 醫歷 痘瘡

(音韻分析の結果を記す。)

1 部分語に接する形態を示すもの

解 勢 國 器 館

2 部分語に接するもの

縣 壽 藥 專 國 傳 痘 痘 痘 痘 痘 痘

3 省略した上で演繹が成り立つもの

條 環 應 同

4 ハの形態を便化したもの

社狀裝束將服往

金 貨 采 繩

肺通體 經絡醫雜【経絡医学の別称】

肺經經脈經絡經絡

燥燥 電電 插通

【品頭語】森透探學繩はもひのあがひ

醫學醫醫醫醫醫

學

靈鏡 靈虛 様

註醫點驗驗

鐵

5 ハで接続部をとつたもののハ、ついで靈點と記すもの

靈點

6 おこなわれたものハ、その結果で左側を表すものハ、ついで靈點と記すもの

命 令 (命経靈點傳印を回し)

語のものである。

激(カス) むじのが、「トハ・トカズル・ヒトハアリルル」、洲田漢
外教(カス) て教(カス)る。醫の用法(カス)。

忌(シ・カス) むじのが、「トシ・トカズル・ヒトハアリルル」、氣・體・魂・魄・神
忌(シ) カス「トシ」は、洲田漢外教(カス)。

弊(カス) むじのが、「トハ・ウヘスル」であるが、洲田漢外教(カス)。

弊(カス) もじのが、「トハ・ウヘスル」であるが、洲田漢外教(カス)。

二。

故(カバ・アリタクル) むじのが、「トハ・思(カス)想(カス)うべ」であるが、

洲田漢外教(カス)。

故(カバ・アリタクル) むじのが、「トハ」であるが、洲田漢外教(カス)。

洲田漢外教(カス)。國の統一統治は、やがて「トハ・ソルム」、洲田漢外教(カス)。

わが、洲田漢外教(カス)。これを構成部でいゆつては、體(カス)魂(カス)魄(カス)の三

(カス)命(カス)體(カス)魄(カス)等がある。專(專體園も回し)の統一

際は、洲田漢外教(カス)の統一を失ったものである。

八 筆写の外と接続の點をとせば、たゞ「ハ」の間に差異のないことを認
めしんだ、洲田漢外教(カス)の統一を、洲田漢外教(カス)して洲田漢外教(カス)を「ハ」がた
ものである。

1 左に標(カス)るが、筆写の確實と繋(カス)べ難(カス)い、洲田漢外教(カス)の基準
とは「ハ」のものである。

人 人

三 当用漢字字体表（国語審議会）

昭和二十四年四月二十八日、内閣告示第一号・同訓令第一号で公布された。同表は、昭和二十三年六月一日の第十四回国語審議会総会で議決され、文部大臣に答申されたもので、当用漢字一八五〇字のそれぞれについて、その字体の標準を定めたものである。第十四回国語審議会総会での安藤主査委員長の報告（本資料に付として収載）には、当用漢字字体表における字体選定の目安が次のように説明されている。すなわち、「まえがきの第二項には「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。」とあります。本表の字体の選定は、何をめやすとして行われたかは、一つの重要な問題であります。おなじく字体を整理するにも、整理の心ぐみがちがえば手段も結果もちがってまいります。復古を目標においての字体の選定では、もっぱら字源主義をとることになります。しょうし、單に統一しさえすればよいというのならば一も二もなく、康熙字典か何かに準拠をもとめるというのも一案であります。しかし本主査委員会におきましては、わが国における国字としての漢字の使用の歴史と現状とにてらして、字体選定のめやすを上記の点においたのであります。…中略…わが国民の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとすることにしたのであります。漢字を国字としていながら、その当用の範囲内にある漢字すらもよく書けないというのは、いかにもなきない次第であります。高い程度の教育を受けた人々のうちにも、うそ字を書いて平気でいる人が少くありません。そういう人々は、すでに、漢字をまちがいなく書こうという意欲を失つてしまっているのですが、まだそういう境地に落ちこんでしまわない人々は、どうしたならばまちがいなく書けるかに苦心しているのであります。文字地獄にあがいているといつてもよいのであります。」ということであった。

本資料集所収の当用漢字字体表（原本B6判）は、文部省教科書局国語課が刊行したものによつたが、収録に当たつて原本を拡大（一六六%）した。

当用漢字字体表

付 国語審議会総会における主査委員長報告

文部省教科書局国語課

内閣訓令第一号

各官庁

当用漢字字体表の実施に関する件

さきに、政府は、現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字とその音訓との範囲を定めて、当用漢字表および当用漢字音訓表を告示した。しかしながら、漢字を使用する上の複雑さは、その数の多いことや、その読みかたの多様であることによるばかりでなく、字体の不統一や字画の複雑さにものもとづくところが少くないから、当用漢字表制定の趣旨を徹底させるためには、さらに漢字の字体を整理して、その標準を定めることが必要である。

よつて、政府は、今回国語審議会の決定した当用漢字字体表を採択して、本日内閣告示第一号をもつて、これを告示した。今後、各官庁においては、この表によつて漢字を使用するとともに、広く各方面にその使用を勧めて、当用漢字字体表制定の趣旨の徹底するよう努めることを希望する。

昭和二十四年四月二十八日

内閣総理大臣 吉田

茂

現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字の字体の標準を、次の表のように定める。

昭和二十四年四月二十八日

内閣總理大臣　吉　田　茂

当用漢字字体表

ま　え　が　き

一、この表は、当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したものである。

一、この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。

一、この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、

筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。

〔備考〕

一、この表は、当用漢字表の配列に従い、字体は、活字字体のものとなる形で示した。

二、この表の字体には、(一)活字に従来用いられた形をそのまま用いたもの、(二)活字として従来二種以上の中から一を選んだもの、(三)従来活字としては普通に用いられていなかつたものがある。この表では、(三)のうち著しく異なつたものには、従来の普通の形を下に注した。

(二) の例

効 效 叙 紋 紋 姉 姊 略 略 島 島
冊 冊 商 商 編 編 船 船 满 满

(三) の例

半 半 兼 兼 宮 宮 羽 羽

(1) 点画の方向の變った例

(2) 画の長さの變った例

告告 契契 急急

四

(3) 同じ系統の字で、又は類似の形で、小異の統一された例

招招 拜拜 全今全今 拔友拔友

月期朝青月期朝青 起記起記

(4) 一点一画が増減し、又は画が併合したり分離したりした例

者者 黃黃 郎郎 步步 成成

黒黒 免免

(5) 全体として書きやすくなつた例

亞亞 儉儉 児兒 曜畫

(6) 組立の変つた例

默默 紗勳

(7) 部分的に省略された例

應應 云藝 塙縣 雲鹽

(8) 部分的に別の形に變つた例

広 廣 転 轉

〔使用上の注意事項〕

一、この表の字体は、活字字体のものとなる形であるから、これを、みんちゅう体、ゴシック体その他に適用するものとする。

二、この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。そのおもな例は、次の通りである。

(1) 長短に関する例

雨 雨 商 商 戸 戸 無 無

(2) 方向に関する例

風 風 比 比 仰 仰

言 言 言 不 不 主 主

糸 糸 年 年

(3) 曲直に関する例

アラ 手手 空空

(4) つけるかはなすかに関する例

又又 文文 月月 果果

(5) とめるかはらうか、とめるかはねるか、に関する例

奥奥 隊隊 公公

角角 骨骨

木木 来来 牛牛 糸糸

(6) その他

北北 女女
人人 入入 令令

(この印刷は、官報に発表されたものによっているので、表の文字の配列は、ページごとに左上から始められている。)

壹 夏 夕 外 多 夜 夢 天 太 夫
央 失 奇 奉 奏 契 奔 契 奠 女
奴 好 如 妃 妊 妙 妾 奔 奠 始
姓 委 姬 姻 姿 威 威 娴 婆 婦
婿 媒 嫁 嫡 嫫 孔 孔 存 孝 季 孤
孫 學 宅 宇 守 安 完 完 宗 官 宙 定 宜
客 宣 室 宮 宰 害 宴 家 容 宿 寂 寄
密 富 寒 察 寡 寢 実 實 寧 審 寛 察
宝 寸 寺 封 射 射 射 射 射 射 射 射
小 少 就 就 就 就 就 就 就 就 就 就
展 層 履 履 屬 屬 屬 屬 屬 屬
崇 己 崩 川 州 州 巡 巢 巢 巢 巢
幅 己 市 布 帆 帆 希 希 幻 幻 幻
幅 己 幅 幅 幅 幅 幅 幅 幻 幻 幻
幾 序 底 底 底 底 底 底 底 底 底

比

毒

每

污

江

池

毆

殺

殿

段

殘

水

永

求

民

毛

氏

殉

殖

殊

氣

電

水

永

油

火

治

水

沼

火

沿

火

況

火

洗

火

津

火

涉

火

液

火

渡

火

減

火

滑

火

測

港

渴

湖

湯

源

準

溫

溶

滅

滋

漸

潔

滯

滯

濕

滯

滴

滿

漁

漂

漆

漏

演

漢

漫

漸

潔

濕

濕

濕

濕

潛

潤

潮

洪

澄

沵

激

濁

濃

濟

清

濟

濟

濟

濟

濟

浜

滙

瀨

灣

火

灰

災

炊

炎

炭

烈

無

營

物

物

物

焦

然

煮

煙

照

煩

熱

燃

牛

燒

燒

燒

燒

燒

燒

燒

燥

爆

爐

爭

為

爵

父

版

版

版

版

版

版

版

版

版

牲

特

犧

犬

犯

狀

玄

狂

狂

狂

狂

狂

狂

狂

狂

狂

独

獲

獵

獸

獻

靈

靈

靈

靈

靈

靈

靈

靈

靈

靈

靈

現

球

理

琴

環

靈

靈

靈

靈

靈

靈

靈

靈

靈

靈

靈

三

番痘皇直矢
畠疎疑登盜盡監睡督瞬矛
畠瘡癩癬發白盤盡眼瞬矛
皮盆益盛盜盟盡監睡督瞬矛
相盾省看真眠眼硬碁碎
知短石砂砲破研硝硫硬碁碎
碑確磁礁礎示社祈祉祕祖祝
神祥票祭禁禍福禪禮秀私秋稿
科秒租秩移稅程稚種稻稱稻窮
穀積穗穩穫穴究空突室笑笛符
窯竊立並章童端競竹 笛算管箱節
第筆等筋筒答策米粉粒粗粘粧
範築篤簡簿 米 純
粹精糖糧系糾紀約紅紋納純
紙級紛素紡索紫累細紳紹紺

補	親	託	詠	誘	諸	譜	豕	豚	實	資	贈	跡	軟	弁	迷
裕	視	訓	詞	誕	諮	識	豐	販	賄	購	距	軒	辛	述	述
裏	規	討	評	誓	諭	証	豆	貨	債	賴	足	軍	轍	迭	迭
裂	見	計	評	誓	諭	証	豆	貨	債	賴	足	軍	轍	轍	轍
裁	覆	訂	詐	詔	認	論	謹	谷	貧	賀	質	趣	軌	轄	迫
被	要	言	詐	誌	請	謠	窪	谷	貧	賀	質	趣	軌	轄	迫
袋	西	觸	誇	誌	請	謠	窪	谷	貧	賀	質	趣	軌	轄	迫
衰	襲	解	訴	詳	調	談	謝	交	財	費	壳	超	車	輸	返
表	複	角	許	該	課	說	講	交	財	費	殼	超	車	輸	返
裸	製	觀	設	話	謙	謙	講	交	財	費	殼	超	車	輸	返
裝	覺	訟	訪	話	謙	謙	講	交	財	費	殼	超	車	輸	返
記	試	詩	語	話	謙	謙	講	交	財	費	殼	超	車	輸	返
語	諾	誠	謀	誤	謙	謙	講	交	財	費	殼	超	車	輸	返
諾	警	誠	謀	謁	謙	謙	講	交	財	費	殼	超	車	輸	返
警	象	誠	謀	謁	議	議	議	交	財	費	殼	超	車	輸	返
象	責	豪	貳	予	予	予	予	交	財	費	殼	超	車	輸	返
責	賊	賊	賓	武	武	武	武	交	財	費	殼	超	車	輸	返
賊	贊	贊	赤	賜	赦	赦	赦	交	財	費	殼	超	車	輸	返
贊	路	跳	赤	蹈	踊	踊	踊	交	財	費	殼	超	車	輸	返
路	軸	較	赤	蹈	踊	踊	踊	交	財	費	殼	超	車	輸	返
軸	辭	區	辱	區	區	區	區	交	財	費	殼	超	車	輸	返

連造速過道達避
 退逃逆遂遊選郭郵都
 逮週逸遇遭遲郎郡部
宣
 違遙適遭遲郎郡部
 邊邦邪邸郊郎郡部
西
 鄉酒酢酬酈酔
金
 釀糸里重野量金針鉛鈴銀
 銃銅銘銳錫錄錢
 鍛鎖鎮鏡鐘鐵錠鉤門
 開閑間閣閥關防長附
 陞院陣除陪陰陵阻
 隆隊階隔際障隨
 雄雅集雌雙雜難
冤
 零雷電震響離雨
冤
 面革音韻願頂雲
 題額顏類顧顙風
冤
 飲食頭領翻翻
 雲非靜領冤
 雲冤雙
 雪冤
 雨冤
 青冤
 預冤
 飛冤
 風冤
 顯冤

馬 高 樂 雜 技
香 休 呂 雜 鼻
首 體 鳥 雜 故
館 骰 魏 雜 駕
余 餓 骨 雜 驅
養 飾 驚 雜 駄
餓 飽 驅 雜 默
飼 飯 驅 魔 黑
飼 飯 驅 魁 黃
飲 飯 驅 魂 麥
駐 駕 驅 麻 麥
騎 駕 驅 鬼 麥
騎 駕 驅 騞 麥
駐 駕 驅 驪 麥
齒 齒 齒 齒 齒
齒 齒 齒 齒 齒

国語審議会第十四回総会における

安藤主査委員長の報告

—当用漢字字体表について—

国語審議会第十三回総会の決議に基いて、本主査委員会に付託にあいなりました漢字の字体の整理に關しまして、委員会の審議の経過を御報告申し上げ、あわせて、その審議の末にできました、当用漢字字体表について御説明申し上げます。

国民一般の文字生活において、主要な地位を占めている漢字の字体が、どう書けばよいかがよく問題になるくらいにまちまちであつたり、日夕国民の目に触れる機会の多い活字にも同字異体のものが並び行われているという現状は、いつまでもこれをなりゆきにまかせておくことはできないのであります。

漢字にはまた、字画のきわめてこみいしたものがあつたり、字体のおたがいに、ひどく似てゐるものがあつたりして、その識別の困難なものがあります。混線や脱線の生じるのも無理がありません。書く

のにわざらしさが多いばかりでなく、読む上にも見わけのむずかしいのがあります。これらの手辯な例をあげてみましても、異体の統合、簡易字体の採用、通用字体とか俗用字体とかいわれるものの確認といったような、それぞれその場合に応する何らかの方法によつて、字体の標準を定めることが必要に感じられてまいります。したがつて漢字の字体整理ということは、はやくから主要な要件となつておりまして、すでに 1 大正八年七月には文部省普通学務局から「尋常小学校の各種教科書に使用せる二千六百余字」について『漢字整理案』が発表され、2 大正十二年五月には臨時国語調査会から『常用漢字表』が発表され、これには一五四字の簡易字体が採用されております。3 大正十四年十一月には臨時国語調査会から『常用漢字表』について一〇一〇字の『字体整理案』が発表され、4 昭和十二年十一月にも国語審議会から『常用漢字表』(昭和六年五月臨時国語調査会発表)の一八五八字について『漢字字体整理案』が発表されております。最近にも、これが当用漢字選定の当時から問題となつたのであります。その際には百三十一字の簡易字体の採用を決定しただけで、その他のものについては、別に考慮することになつたのであります。こういう次第でありますから、国語審議会では、当用漢字別表、当用漢字音訓表にひきつづいて、字体の整理をとりあげるのが当然の順序でもあります。しかるに御承知のように、これよりさき、文部省には活字の字体の統一をはかることを目標

とした活字の字体の整理に関する協議会が組織され、そのみちの権威を集めての審議がすすめられ、活字の字体に関する限りにおいては、すでにその協議会で一応の成案をうるに至つておりました。このゆえに、さし当つてその活字の字体に関する整理案を基礎としてこれについて検討を加え、さらに広く当用漢字全体についての整理に手をつけましたが、それについては、まずその協議会案についての世論をきく要を認めましたので、国語審議会と協議会との名をつらねて約九百通の調査書を各方面に発送して、その意見を徴しました。これに対する回答は百七十五に過ぎませんでしたが、その意見には参考とすべきもののが多かつたのであります。これはその一例であります。この以外にもなお従来の字体整理に関するいづさいの資料を参考とし、また教科書関係、学校関係の人々の協力をももとめて、審議をすすめたのであります。

主査委員会では、昨冬以来委員会をひらくこと十六回、慎重審議を重ねて、ようやくここに成案をうるに至りました。お手もとにさしだしました当用漢字字体表というものがすなわちそれであります。

当用漢字字体表は、まえがきの第一に、「当用漢字表の漢字について字体の標準を示したものである」とあります。字体の標準というものは何を意味するかが、ます明らかにされなければなりません。字体の標準とは何を意味しこいるか。まず「字体」については、活字字体の整理に関する協議会

では、これに「一点画の組合せからなる二字一字の形である」という定義をあたえて、これを書体と区別しておりますが、これはだいたいにおいてうけいれてよい考え方であると思われますが、あるいはまた、点画の組合せの定型化されたものともいえましょう。歴史的に漢字の変遷・発達をたどってみると、なお別箇の見解も出てまいりますが、漢字を現段階のものについて考えるときには、字体を点画の組合せに即したものとみることが合理的であります。漢字の成立ちを論ずるには、少くとも小篆までさかのぼらなければといふ説も、一応もともであります。通常現代のわれわれが漢字の字体についても意識は、楷書体に即してであります。それは、点画の配置・組立を明確に指摘することができるものは楷書に限られるといつてもよいからであります。草書・行書は動的であります。形態は動いてやまない態勢を示しておりますが、楷書は静的であり、定着的であります。草書が篆書からで、行書が楷と草とのあいだから生れたというのが事実であるにしましても、普通に行書は楷書から、草書は行書からというように解されておりますのも、楷書が主として漢字の書体を代表しているからであります。そこで漢字の字体の標準を示すということは、楷書体によつて代表される、もしくは、それによつて例示される漢字の字体についていすることになります。

そうしますと、問題はもう一度展開してまいります。楷書について字体を説くと申しても、印刷体

にしても活字体を例にとれば、活字そのものの特性に依存する独自的の約束がありまして、これをもって筆写体を律するわけにはいきません。筆写体には、また筆写体の特異性に基く自由があります。このゆえに厳密に字体を論じますと、どの文字にも定まった型というものがなく、統一のないのがむしろその偽らざる姿であるともいわれそうであります。しかしながら、その変化の種々相を通じて共通的の実体の認められるものがあります。それらをとりあげてみると、某字の字体はこれこれであるとか、某字の字体はまちまちで、いくつになると申すことが、可能になつてしまひります。こういうように考えますと、漢字の字体の標準を示すことは、長い歴史を背景として現に絶えず展開しつつあるそれぞれの漢字の型式のうちから、その典型的のもの、代表的のものをえらぶことにおちつくのであります。ところが、漢字の字体をしさいに点検して、字体の分化や異体の発生のあとをたずねてゆきますと、そこにいろいろの経路のあることがみいだされますが、簡単に申しますと、運筆の簡易化、点画の省略、類推による統合、別体の採用などがその主因と認められます。これは、字体の標準をきめるに、考え方せられるべきことであります。

ここで次の題目にうつりますが、「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。」とあります。本表の字体の選定は、何をめ

やすとして行われたかは、一つの重要な問題であります。おなじく字体を整理するにも、整理の心ぐみがちがえば手段も結果もちがつてしまひります。復古を目標においての字体の選定では、もっぱら字源主義をとることになります。単に統一しさえすればよいというのならば一も二もなく、康熙字典か何かに準拠をもとめるというのも一案であります。しかし本主査委員会におきましては、わが国における、国字としての漢字の使用の歴史と現状とにてらして、字体選定のめやすを上記の点においてあります。漢字の字体の整理にあたっては、字体の考察もむろんないがしろにすることはできません。漢字の本国における学者の字体の考説も顧みられなければなりません。彼我両国の文字生活の関連における異体の発生や、両国人の文字観念の相違、その他いろいろの点において留意すべきものは多々ありますが、わたくしどもは、わが国の国情からみまして、おなじく字体の整理をはかるにいたしました。その国字としての立場に重きをおき、わが国民の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとすることにしたのであります。漢字を国字としてしながら、その当用の範囲内にある漢字すらもよく書けないと云うのは、いかにもなきない次第であります。高い程度の教育をうけた人々のうちに、うそ字を書いて平氣でいる人が少くありません。そういう人たちは、すでに、漢字をまちがいなく書こうという意欲を失つてしまつてゐるのですが、まだそういう境地に落ちこんでしまわない

人たちは、どうしたならばまちがいなく書けるかに苦心しているのであります。文字地獄にあがいているとしてもよじのであります。それらの人々を救うためにも、字体の整理は要求されるのであります。それにはまず、字体を单一にする、すなわち、異体を統一することが第一であります。その場合には、1二つ以上の字体の並び行われて、いるものについては、点画の組合せのむずかしいもの、こみいつたもの、書きにくいものはとらない、2点画の組合せの複雑なもので省略の可能なものは、これを簡易化する、3点画の組合せの微妙な差異はなるべく問題にしない、4簡易字体の歴史的因縁の浅いものでも、社会的慣用が相当有力であると認められるものは、なるべくこれを採用するなどの方法によつて字体をきめることにいたしました。この方針による字体の選定は、また同時にわれわれが漢字を正確に書くという結果をも伴うことになります。むつかしいからよく書けない、よく書けないからうそ字を書く、また字をまちがえるということになるのであります。なお一一一の実例をあげてみます。漢字の型式にはいろいろの要素がありますが、者にあっては点が本来重要な要素であります。煮・暑・署・著・都・緒・諸などみなこの点をもつことになつております。しかし、こういう同類の他字との識別の要素でもない微細な部分のことは、みすぎされがちです。したがつて、この点の有無は、型式のなりたちの上に重きをなさなくなつております。これを見わけ、書きわけさせる要はあります。

まい。寛・殺・逸の点なども同様であります。月部・肉部・青部の月月円を一つにする、「己」と「巳」と「乙」を一つにして「己」とする、全と今との上の部分を一つにするなど、恵を恩、專を専、微を微、徵を徵、徳を徳とかき、神を神・祈を祈・亘・拒・距を亘・拒・距と書くなどもそうであります。

次に、まえがきの第三項には、「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。」とあります。字体の整理という問題は、単に漢字そのものにおける点画の組合せに即してばかり考えられるべきではありません。国字として長く漢字を使用して來た国民の過去および現在にわたる筆写の習慣について考慮することもたいせつであります。

漢字使用の歴史をみてまいりますと、それぞれの時代には、その時代の社会に通有な字体觀念ともいふべきものが見いだされますが、それはとりもなおさず、その時代の人々の筆写の習慣を背景としたものであります。

「半」を「半」、「次」を「次」、「要」を「要」、「即」を「即」と書くようなのも、筆写の習慣の推移によるものとみられます。

簡易字体とみられるもののうちにも、この種のものが少くありません。現在世に行われている「厂」(歴)、「斗」(鬪)、「匁」(言)、「県」(縣)、「厅」(廳)などは、その類であります。

わが国最古の在銘鏡にも銅が同、鏡が竟と書かれております。また古くヨヨ縁覚、メメ声聞の例もあり、醍醐を西西としたような例もめずらしくありません。筆写の簡便をはかることも、一つの流れをなしております。

しかし、こういう筆写の習慣をどこまでとり入れるかについては、相當に論議を重ねたのであります。一方では、これを筆写の自由性を認める程度に止めておいた場合もあるのでありますが、また一方では相當に大きく筆写の習慣による簡易化をとりいれた場合もあります。

次に、学習の難易といふことも、字体の選定についての有力な条件となります。漢字の本質からみて、その学習において、字体のあやまりない認識をもつことがたいせつであることは申すまでもありません。字体の見わけやすく、書きやすいことが認識をもつたらしめる第一の条件です。それには鮮明度が強く、運筆のまぎらわしいことがまず要求されます。「懷」(懷)、「藝」(芸)、「櫻」(桜)、「疊」(疊)などはやっかいな字です。「匁」「匁」「匁」「匁」を見わけ書きわけるのもむずかしいことです。一般に字画の複雑なものはあやまりやすいともいえます。そういう角度からの検討も加えなければ

ばなりませんでした。しかもさらにまた、重要な案件の一つとして残つておりますのは、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させるということであります。はじめに申し上げたとおり、今回の漢字の字体の整理は、最初、活字の字体の整理としてとりあげられたのであります。活字の字体となりますと、活字にはまた活字そのものの性格に基く制約と活字の発達の歴史から派生した技術的の約束がありまして、活字において妥当とみとめられる字体を、からずしもそのまま筆写字体に応用するわけにはいかないのであります。今までの活字の字体は、主として活字本位でありましたために、筆写体とのへだたりが多く、それが社会的にも教育上にも、大きなやみのたねともなつてゐたのであります。ここに活字字体の整理という問題も起つて來たわけでありますが、今、さらにこの問題をおしひろめて、印刷体にも筆写字体にも通用する一般的の字体の整理としてこれをとりあげることになつてみますと、両者の調整が十分に考えられなければなりません。これは当然のことであります。

本案において活字の特質に基くもの、筆写の特質に基くもの、それらの融通性を認めて、字体の素型に標準性をあたえることにいたしましたのも、そのためであります。(「使用上の注意事項」参照)

以上、当用漢字字体表の説明を終えるに当りまして、一言なお申しそえたことがござります。漢字の字体の整理は、前にも述べましたように、前々からの懸案であります。しかもその整理案の発表

は、数次にわたっておりながらも、今日まで未解決のままになっているのであります。すでに当用漢字が制定され、その音訓表が発表され、それらがすでに実行にうつされている今日において、同一圏内に属する字体の整理だけがとり残されるべきではないと存ぜられます。本案が総会において幸に可決決定をみるに至りましたならば、当局においてその実施について最善の措置をとられるよう切望する次第であります。

漢字字体の整理統一が、かならずしも容易でないことは、わたしどもにおいても十分に了知しているところであります。これは一般社会のためにも教育界や印刷界の協力にまたなければならないのです。活字の母型の製作、活字の新鑄などに多額の経費を要することも考慮しなければなりません。したがつて、あるいは現下のわが国において、漢字の字体の統一をはかるということは、経済界の実情を無視したものであるとの非難も起るかと思われます。しかし、その非難は、妥当であるとは思われません。一舉に各新聞社、各印刷会社、印刷工場の活字を新たにするというのならば、一時にはぐく大な金額を要することにもなりますが、かくのごときことは、もともと漸をおうての実現を期すべきでありますから、経済的の問題は何とか緩和されることと存じます。しかもまた他の一方において、戦後のわが印刷業界では戦災による活字母型や活字の喪失を補充するため、また業界の拡張

に資するための、新規製作の要求の続出が見こまれるといふことも考えられます。もしこれが事実であるならば、今日の時期は、むしろ漢字の字体の整理をはかる好時期であるともいえましょう。いたずらに手をこまぬいては時期はまいりません。わたくしは一般国民の協力によつてこの難関を突破されることを切に望んでおります。世にはまた字体の整理のごとき、国民すべてに関する問題はある一部のものの私議にまかせるべきではない、また官権の力をもつてこれを民衆にしいるべきではないといふ意見も出でています。当用漢字の選定その他の問題についても同様の意見が出でています。しかし、おもうにこれらの問題はすでに多年の懸案に属しており、民衆の間に論議がくり返され、しかもその解決の要求はもとより民間から起つて来ています。しかるに最近上記の問題に関する解決案が、主として国語審議会の審議にかかるものであり、まず官庁によつて採用され実行されるので、ややもすればこれが天下り的のものであるかのように誤解されております。むかしは、民衆が国語国字の問題の解決に熱心なのに、官庁側はすこしもこれに共鳴しないというので、官庁側の冷淡が攻撃されていましたのですが、今はこれとは逆に、官庁側は解決案の実践に率先するがゆえをもつて非難をうけるはめにおちいつているのであります。これはまことに意外のことといわなければなりません。国語審議会の諸公は、至公至平国民のため民衆のためを念として国語国字の

問題の審議に当つておいであります。文部省をはじめ官庁側では、心を一にして一般民衆のため率先問題の解決に協力し、さらに国民一般の協力を念願していられるのであります。イニシャティーブが何人によってとられようとも、どの側からさきに実践者が出てようとも、その先後は論するに及ばないと思ひます。國語問題、言語問題の解決が官府の強制によつてなされるべきでないということは、わたくしの多年力説しているところであります。そのわたくしなどから見ましても、これを官府の強要と考えるのは事実の真を得たものとは思われません。本案につきましても、またこれが幸に本総会で可決され採択された場合に、やはり同様な非難が起るであります。が、当局において、よく事の真相を明らかにされ、世の誤解を解いて、一般社会の協力を得るようお取り計らい願いたいと存じます。